

特定特殊自動車少数承認実施要領

第1 適用

本実施要領は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 12 条第 3 項に規定する少数生産車の承認（以下「少数承認」という。）の申請を行う場合に適用する。

第2 少数生産車の同一型式の範囲

少数承認において、同一型式として処理される範囲は、別紙 1「少数生産車の同一型式判定要領」によるものとする。

第3 申請者

特定特殊自動車の少数承認の申請ができる者は、特定特殊自動車の製作を業とする者又はその者から特定特殊自動車を購入する契約を締結している者であって当該特定特殊自動車を販売することを業とする者（外国において本邦に輸出される特定特殊自動車を製作することを業とする者又はその者から当該特定特殊自動車を購入する契約を締結している者であって当該特定特殊自動車を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「製作者等」という。）とする。

第4 申請書、添付書面の提出等

1 次に掲げる提出先に申請書等を提出するものとする。

提出先：環境省水・大気環境局自動車環境対策課 オフロード法担当
〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 2 番 2 号
TEL 03-3581-3351（代表） 内線 6525

提出物：特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号。以下「規則」という。）第 19 条第 1 項に規定する申請書（規則様式第九）及び同条第 2 項並びに第 4 項に規定する書面（以下「添付書面」という。）

部数：正本 3 部、副本 1 部

2 申請書の添付書面及び記載要領は、別紙 2「申請書の添付書面及び記載要領」によるものとする。

3 申請書及び添付書面の提出は、当該少数生産車の申請に係る提出書面一覧表（書面の提出又は省略の別を記したものを）を添付し、上記 1 の提出先に持参又は郵送等により行うこととする。郵送等による場合であって、配達又は輸送上の支障が生じた場合には、申請者の責任において対処するものとする。

4 既に同一の添付書面を提出しているときは、その旨を提出書面一覧表に記載することにより当該書面の提出を省略することができるものとする。

5 上記 1 に提出する書面は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出することができる。この場合において、添付するファイル形式等については、

別紙3「電子申請を行う際の添付書面（少数生産車）の様式等」に基づくものとする。

- 6 提出された申請書及び添付書面に不備がないことを確認した場合に審査を開始する。
- 7 申請書等の確認中及び少数承認に係る審査において、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

第5 判定基準

少数生産車は、次の各項に掲げる規定に全て適合していること。

- 1 承認の申請日の属する年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）に、当該承認に係る特定特殊自動車と同一の型式に属する特定特殊自動車の製作等をした台数（国内での使用を目的としたものに限る。この場合において、輸出の事実が確認できないものは国内での使用を目的としたものとみなす。以下同じ。）が30台以下であること。

- 2 承認に係る特定特殊自動車が次の各号に掲げるいずれかに該当すること。

- (1) 特定特殊自動車の種類に応じて定める規制適用日前に製作等をした特定特殊自動車と同一の型式であるもの

特定特殊自動車の種類	定格出力	規制適用日
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	
軽油を燃料とするもの	19kW以上37kW未満	平成19年10月1日
	37kW以上75kW未満	平成20年10月1日
	75kW以上130kW未満	平成19年10月1日
	130kW以上560kW未満	平成18年10月1日

- (2) 特定特殊自動車の種類に応じて定める継続生産車の規制適用日前に輸入された特定特殊自動車と同一の型式であるもの

特定特殊自動車の種類	定格出力	継続生産車の規制適用日
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	
軽油を燃料とするもの	19kW以上37kW未満	平成20年8月31日
	37kW以上56kW未満	平成21年8月31日
	56kW以上75kW未満	平成22年8月31日
	75kW以上560kW未満	平成20年8月31日

- (3) 特定特殊自動車の種類に応じて定める基準に適合するもの

特定特殊自動車の種類	定格出力	基準
	軽油を燃料とするもの	
37kW以上560kW未満		Tier3、StageIIIA

- 3 承認申請者が当該承認の申請日の属する年度の前2年度内の各年度において、当該承認に係る特定特殊自動車と同一の型式に属する特定特殊自動車の製作等をした台数がいずれも30台以下であること。
- 4 承認申請者と密接な関係のある者が、承認を受けようとする特定特殊自動車と同一の型式に属する特定特殊自動車について少数承認を受けていないこと。

なお、密接な関係とは、承認申請者と既に少数承認を受けた製作者等（以下「承認事業者」という。）が次の各号に掲げるいずれか（各号において、「承認申請者」とあるのを「承認事業者」と、「承認事業者」とあるのを「承認申請者」と読み替えた場合を含む。）に該当することをいう。

 - (1) 承認申請者が株式会社である場合にあっては、承認事業者がその親法人であること。
 - (2) 承認申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める承認事業者の役員又は職員（過去2年間にその承認事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えていること。
 - (3) 承認申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が承認事業者の役員又は職員（過去2年間にその承認事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

第6 手数料

法第30条第1項の規定により国に納めなければならない手数料は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令（平成18年政令第62号）第7条第1項の規定に基づき、申請書に、19,300円に相当する額の収入印紙を貼って納付するものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあっては、19,100円とする。

第7 少数特例表示等

- 1 承認事業者は、法第12条第3項の規定による承認を受けた場合には、同項の規定に基づき少数特例表示を付すことができる。
- 2 規則第19条第17項第1号の規定による承認の番号は、次に定めるところにより付与する。

NS-

第8 製作等の年次報告等

- 1 承認事業者は、毎年度4月30日までに、前年度に製作等をした台数等を記載した報告書（規則様式第十）を上記第4の1に規定する提出先に提出すること。なお、製作等をした台数には、法第3章の規定が適用されない特定特殊自動車は含めないものとする（以下同じ。）
- 2 承認事業者は、承認後に製作等をした台数が100台に達したときは、その日から30日以内に届出書（規則様式第十一）を上記第4の1に規定する提出先に提出すること。
- 3 承認事業者は、承認を受けた型式の特定特殊自動車の製作等をしなくなったときは、その日から30日以内に届出書（規則様式十二）を上記第4の1に規定する提出先に提出す

ること。

- 4 承認事業者が1年度内に30台を超過する特定特殊自動車の製作等をしたとき又は第5の判定基準に適合しなくなったときは承認を取り消すことができる。

第9 変更等の届出及び承認

- 1 承認事業者は当該少数承認に係る申請書（規則様式第九）の記載事項の変更をした場合には、その旨を記載した届出書（規則様式第十三）を遅滞なく上記第4の1に規定する提出先に提出すること。
- 2 承認事業者は、添付書面の記載事項を変更した場合には、変更承認申請書（規則様式第十四）及び変更に関する資料を上記第4の1に規定する提出先に提出し、その変更の承認を申請することができる。

この場合において、当該変更に関する資料については、少数承認申請書の添付書面の例に準ずるものとする。

- 3 上記2の承認は、当該承認に係る特定特殊自動車の型式が、その承認を受けた特定特殊自動車の型式と同一と認められる場合に行う。
- 4 承認事業者は上記2の変更があった場合には上記3の承認を受けた場合に限り、当該変更に係る型式の特定特殊自動車に少数特例表示を付すことができる。

第10 申請書等へ記入する署名

- 1 少数承認の申請その他の申請又は届出をする場合における申請書又は届出書には、押印に代えて申請又は届出をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請又は届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。
- 2 外国において本邦に輸出される特定特殊自動車を製作することを業とする者（外国人又は外国法人に限る。）にあっては、申請書又は届出書に、英語訳を併記することができる。この場合には、各書面の余白等に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第11 その他

主務大臣は、必要があると認めるときは、法第29条第1項及び第2項の規定に基づき当該少数生産車の承認事業者に対して報告徴収又は立入検査を実施するものとする。

附則

1 施行期日

この通達は、平成18年5月1日から施行する。

別紙 1 少数生産車の同一型式判定要領

第 1 少数生産車の同一型式の範囲

次に掲げる申請を行う場合において同一の型式として処理する範囲は、特定特殊自動車の構造が、すでに承認を受けた特定特殊自動車の構造と比較して、その相違が別表第 1 に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。

- 1 法第 12 条第 3 項による承認の申請
- 2 規則第 19 条第 14 項による変更の申請

別表第1(少数生産車の同一型式の範囲)

型式を区別する事項	例示
1 特定原動機の型式	
2 車体の外形	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スィーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、ロード・ヒータ、ライン・マーカ、ブルドーザ、クローラ運搬車、雪上車、林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機、連続式バケット掘削機、くい打ち機、くい抜き機、アースオーガ、タワークレーン、ドリルジャンボ。 (作業用附属装置の装着による相違を除く。)
3 動力伝達装置の種類及び主要構造	(ア) 推進軸式、チェーン式、油圧式 (イ) 前輪駆動(全輪駆動を基本としたものを除く。)、後輪駆動(全輪駆動を基本としたものを除く。)、全輪駆動(前輪又は後輪駆動を基本としたものを除く。) (ウ) 後複軸一軸駆動、後複軸二軸駆動
4 走行装置の種類及び主要構造	(ア) 車軸数の相違 (イ) タイヤ、カタピラ (ウ) ホチキス式、トルク管式
5 操縦装置の種類及び主要構造	(ア) 直接操向ハンドル式、間接操向ハンドル式 (イ) 操向車輪の数(後輪が前輪の操向と連動し、かつ、補助的に操向することによる操向車輪数の相違を除く。) (ウ) 操向車輪の関係位置の相違
6 懸架装置の種類及び主要構造	(ア) 独立懸架、普通懸架 (イ) トランスパース式、パラレル式 (ウ) テレスコピック式、ボトムリンク式 (エ) 空気ばね、コイルばね、板ばね
7 車わく	(ア) 梯子形、背骨形 (イ) フレームレス、フレーム付
8 軸距	軸距(複軸の場合は車軸毎の距離とする。)の相違であって、次に掲げるもの以外のもの。ただし、

	<p>カタピラを有する道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条に規定する大型特殊自動車にあっては、上部構造支持台寸法の相違</p> <p>(ア) 車わくを有する特定特殊自動車であって、車わくの構造が梯子形、背骨型のもの（複軸間の距離が相違するもの、複軸間の距離が同一であって当該 2 軸の荷重合成中心位置が相違するもの及び各軸独立支持の軸を有する自動車であって前前軸と前後軸との距離が相違するものを除く。）</p> <p>(イ) キャスタ、トレール、ばね、スイングアーム、チェーン式減速機の減速比、緩衝装置の寸法の相違又はカウンタウエイトの変更によって相違する場合</p> <p>(ウ) 道路運送車両法第 3 条に規定する小型特殊自動車</p>
9 主制動装置の種類	油圧ブレーキ、空気ブレーキ、機械式ブレーキ

<p>3 型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有することを証する書面</p> <p>4 少数特例表示の表示位置及び表示方式を記載した書面</p> <p>5 その他主務大臣が承認に関し必要があると認めた書面</p>	<p>番を使用した場合は、折りたたんだ状態で JIS A 列 4 番とする。</p> <p>3 同一型式において複数の作業機等を有する場合は、標準仕様あるいは代表仕様で示して良い。 なお、作業機等については、その名称を外観図に記入する。</p> <p>4 類似の複数の型式を集合して作成することができる。</p> <p>5 外観図に代えて写真を使用しても良い。写真は、明確に判別できるものであること。</p> <p>当該特定特殊自動車が、本文第 5 の 2 において (3) に該当するものとして申請する場合には、当該基準に適合していることを証した書面とする。</p> <p>表示位置及び表示方式を記載した書面は、外観図に明示することで代えることができる。</p> <p>1 当該特定特殊自動車が、本文第 5 の 2 において (1) に該当するものとして申請する場合には、当該規制適用日前に製作等をした特定特殊自動車と同一の型式であることを証する書面。</p> <p>2 当該特定特殊自動車が、本文第 5 の 2 において (2) に該当するものとして申請する場合には、当該継続生産車の規制適用日前に輸入された特定特殊自動車と同一の型式であることを証する書面。</p> <p>3 同一の型式に属する特定特殊自動車が既に少数承認を受けている場合には、当該承認を受けた者と密接な関係でないことを証する宣誓書。</p>
--	--

備考 1 用紙の大きさは、JIS A 列 4 番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

第1号様式（諸元表）（様式の大きさは、JIS A列4番とする。）

諸 元 表

承認番号	車体の外形又は構造	
	動力伝達装置の種類及び主要構造	
車名及び型式	走行装置の種類及び主要構造	
	操縦装置の種類及び主要構造	
呼称（カタログ名）	懸架装置の種類及び主要構造	
	車わく	
製作者等の氏名又は名称	軸距(m)	
	上部構造支持台 寸法(m)	長さ 幅
特定特殊自動車の種別	主制動装置の種類	
燃料の種類		
特定原動機の名称及び型式		
特定原動機の仕様識別記号		
型式の表示位置		
製造番号の表示様式		
製造番号の表示位置		
	定格出力	(kW/min ⁻¹)

別紙 3 電子申請を行う際の添付書面（少数生産車）の様式等

1. 電子申請を行う際の添付書面は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）により作成する。
2. PDF形式とは、Adobe® PDF（Portable Document Format）形式をいう。作成にあたっては、原則、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成した電磁的記録をPDF形式で記録するものとする。また、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成することができない場合にあっては、画像ソフト等を用いて作成し、PDF形式で記録した電磁的記録でもよいものとする。この場合において、イメージスキャナーにより画像等を読み取る際の解像度は200dpi程度とする。
3. 電子申請時に添付出来ない電磁的記録については、郵送又は持参により提出することができる。また、複数の電磁的記録を同時に提出する場合には電子申請を行った際に通知された到着番号名のフォルダを作成し、その中に電磁的記録を格納し、提出する電磁的記録の一覧表を添えて提出すること。
4. 添付書面の名称は下表のとおりとする。

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1	提出書面一覧表	PDF形式	01teishutsuichiran
2	構造、装置及び性能を記載した書面	PDF形式	02syogen
3	外観図	PDF形式	03gaikanzu
4	型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有することを証する書面	PDF形式	04seinou
5	法第12条第3項に規定する表示の表示位置及び表示方式を記載した書面	PDF形式	05hyouji
6	その他必要な書面	PDF形式	06sonota

- (1) ファイル名は原則半角、小文字とする。
- (2) 添付書面が複数ページ、複数様式から成る場合であっても、原則1つのPDFファイルとして作成する。

別紙 4 少数生産車の諸元表の記載要領

第 1 総則

1 本要領の適用

本要領は、別紙 2 で規定する諸元表（以下「諸元表」という。）の記載について適用する。

2 記入項目の記載方法

記入項目の記載は次による。

- 2-1 記入項目欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮してもよい。
- 2-2 同一型式中に複数の仕様があって諸元が異なる場合には、諸元表に欄を追加して記入することができる。その場合には、該当する仕様を（ ）書で付記する。ただし、用紙の大きさは、JIS A 列 3 番を限度とし、JIS A 列 4 番の大きさとなるように折りたたむか、又は JIS A 列 4 番の大きさに縮小できる。
- 2-3 記入項目に該当するものがない場合は、「 / 」又は「 - 」を記入する。
- 2-4 同一型式の仕様において諸元が相違する項目がある場合には、対応する仕様を明らかにして相違する諸元を当該項目の欄に併記することができる。（なお、諸元と仕様の対応については、表形式とすることができる。）
- 2-5 記載内容が左欄と同一の場合には、当該欄にその旨を示す「 」又は「同左」を記入してもよい。
- 2-6 各装置の「形式」欄には、第 2（項目別記載要領）に示す例にならって略称を記入してもよい。
- 2-7 記入欄の数値をわかりやすくするため、数値に説明語句を付記してもよい。
また、項目欄に複数の記入項目があるものは、各々分けて記入してもよい。
- 2-8 車体の外形（例タイヤ・ローラ）等の名称中の「・」についてはこれを省略してもよい。
- 2-9 記載値を従来単位から SI 単位へ換算を行う場合の換算率は、JIS Z8202-1985 によるものとする。

3 その他

- 3-1 構造・性能の変更の場合には、変更箇所を明示するため、諸元表の欄外の下方に「印は、変更箇所を示す。」と記載し、当該変更のあった事項に係る記載欄の欄内左側に印を付してもよい。
- 3-2 様式中の単位を括る（ ）については、省略することができる。
- 3-3 様式及び記載例中の単位記号の文字「min⁻¹」は「r/min、rpm」も使用することができる。

第2 項目別記載要領

1 自動車の構造等

1-1 承認番号

法第19条第17項の規定により告示されたものはその承認番号を記入する。

なお、初回申請時は記入を要しない。

1-2 車名及び型式

申請者が呼ぶ車名及び型式を記入する。

1-3 呼称（カタログ名）

1-2 以外に申請者が使用する呼称（販売用にカタログ等で使用している名称等）がある場合に記入する。

1-4 製作者等の氏名又は名称

申請者の氏名又は名称を記載する。この場合において、申請者が自動車の製作者と購入契約を締結している者であるときは、当該製作者の氏名又は名称を（ ）書で付記する。

1-5 特定特殊自動車の種別

道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する場合には、大型特殊自動車、小型特殊自動車の別を記入する。どちらにも該当しない場合には、「その他」と記入する。

1-6 燃料の種類

ガソリン、軽油、液化石油ガス（以下「LPG」という。）の別を記入する。

1-7 特定原動機の名称及び型式

規則第10条の規定又は装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）の規定により告示された名称及び型式を記入する。なお、これらの告示の対象とならない特定原動機を搭載している場合には申請者が呼ぶ名称及び型式を記入する。

1-8 特定原動機の仕様識別記号

特定原動機の型式指定事業者が指定申請の際に提出したメンバーエンジン表に対応した仕様識別記号を記入する。なお、本文第5の2において(3)に該当するものとして申請する場合は記入を要しない。

1-9 型式及び製造番号の表示様式と表示位置

承認申請に係る自動車について、次の各号により記入する。

(1) 型式の表示位置

次の例により記入する。

例 フレーム右側面中央（アルミ板に打刻）

(2) 製造番号の表示様式

次の例により記入する。

例 AUT-100001

(3) 製造番号の表示位置

次の例により記入する。

例 フレーム右側面中央下（打刻）

1-10 車体の外形又は構造

別紙1に規定する車体の外形を記入する。ただし、漢字の部分については片仮名によることができる。二輪又は三輪であるものについてはその旨(例モータ・スイーパー三輪)を付記する。

別紙1に該当する外形がない場合は、申請者が呼ぶ車体の外形の名称及び表1の特定特殊自動車の構造上の要件の別に応じて、対応する記号を全て記入する。

表1

特定特殊自動車の構造上の要件の別	記入する記号
車体に備えた原動機等の動力を用いて作業装置を作動させることができる構造を有するもの(告示第1条第1項第二号に該当するものを除く。)	表2の構造欄の中で該当する項目全てについて、対応する記号欄の記号
告示第1条第1項第二号に該当するもの	二号

表2

構造	記号
カタピラを有する	一号イ
駆動車輪を左右それぞれ単独で制動又は駆動できる構造	一号ロ
全ての車輪により操向できる構造	一号ハ
後輪により操向できる構造	一号ニ
作業時において運転者席の向きが後方へ旋回できる構造	一号ホ
車台が屈折することにより操向できる構造	一号ヘ
油圧のみを用いてかじ取り車輪を作動させることにより操向できる構造	一号ト
車軸がセンターピボット方式	一号チ
車軸がヨーク回転方式	一号リ
車軸が脚柱回転方式	一号ヌ
車軸がリーニング機構方式	一号ル
車体が屈折する	一号ヲ
車体が伸縮する	一号ワ
前後の車台の間に、前後の車台がねじれることにより回転する軸を有する	一号カ

1-11 動力伝達装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)(ウ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には申請者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「-」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)の項目の設定が適当で

ない場合には、別途項目を立てて（頭文字は（他）として記入する。）種類及び構造を記入してもよい。

例

(ア)油圧式	(ア)油圧式	(ア) -
(イ)後輪駆動	(イ) -	(イ) -
(ウ)後複軸一軸駆動	(ウ) -	(ウ) -
		(他) 式

1-12 走行装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)(ウ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には申請者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「 - 」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)の項目の設定が適当でない場合には、別途項目を立てて（頭文字は（他）として記入する。）種類及び構造を記入してもよい。

1-13 操縦装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)(ウ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には申請者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「 - 」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)の項目の設定が適当でない場合には、別途項目を立てて（頭文字は（他）として記入する。）種類及び構造を記入してもよい。

1-14 懸架装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)(ウ)(エ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には申請者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「 - 」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)(エ)の項目の設定が適当でない場合には、別途項目を立てて（頭文字は（他）として記入する。）種類及び構造を記入してもよい。

1-15 車わく

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には申請者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「 - 」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)の項目の設定が適当でない場合には、別途項目を立てて（頭文字は（他）として記入する。）種類及び構造を記入してもよい。

1-16 軸距

カタピラ式にあっては記入を要しない。前後の車軸の中心間で車両中心線に平行な水平距離を記入する。

記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める（末尾を0又は5に丸める場合には、二捨三入、七捨八入による。以下同じ。）。

1-17 上部構造支持台寸法（長さ、幅）

カタピラを有する道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車以外は記入を要しない。

原動機が搭載される車わく（旋回式車台にあっては、旋回ベアリングに載る上部旋回体の底部。）全体の長さ及び幅を次の例により記入する。記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。

なお、寸法については、機械への昇降用ステップ、ボルト・ナット等の車わくへの付加物及び突起物並びに可動部は含まない。

例 3.375

1-18 主制動装置の種類

別紙1に規定する種類を記入する。

1-19 定格出力

「特定原動機車載出力試験方法（液冷ガソリン機関）」又は、「特定原動機車載出力試験方法（液冷ディーゼル機関）」の規定に基づいて測定した全負荷状態に調速された機関最高回転数及び当該回転数における全負荷出力値を記入する。ただし、当分の間、上記の試験方法以外の試験方法（ECE規則、EEC指令、ISO規格、SAE規格又はDIN規格をいう。）によることができる。なお、全負荷出力値の記入値は小数第1位までとし小数第2位を四捨五入する。機関最高回転数は整数値で記入する。また、試験方法（ $()$ 書きとする）を次の例により付記する。

例 85.1 / 2,500(ネット)又は85.1 / 2,500(N)

85.1 / 2,500(ISO)